

一般競争入札発注基準

美濃市大矢田・極楽寺土地区画整理組合

美濃市大矢田・極楽寺土地区画整理組合 一般競争入札発注基準

(目的)

第1条 この基準は、美濃市大矢田・極楽寺土地区画整理組合（以下「組合」という）が発注する工事の適正な品質の確保と競争性を確保するため、美濃市大矢田・極楽寺土地区画整理組合工事請負規程（以下「工事請負規定」という）第20条の規定により、一般競争入札を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札は、原則として予定価格3億円以上の工事を対象とする。

(入札参加資格)

第3条 入札参加資格に関する事項は、次のとおりとする。

なお、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の活用については、別表1により設定し、岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成13年9月20日工検第165号。以下「共同企業体要領」という。）によるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）の入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日（以下「開札日」という。）までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (7) 当該工事に係る設計業務等の受託者でなく、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (8) 当該工事に入札参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 当該工事に対応する建設業法第3条の許可業種の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業又はこれと同等の実績があること。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (11) 当該工事に対応する建設業法第3条の許可業種について、岐阜県建設工事等入札参加資格審査の総合点数（当該工事の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）に規定される金額以上の県工事の場合は、客観点数）の要件を満たしていること。
- (12) 当該工事に配置を予定している主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）が適正であること。
- (13) 上記のほか、理事長が必要と認める要件を満たしていること。

別表1

受注形態		組合せ	総合点数 (注1)	施工実績	地域要件	配置技術者の 施工実績
2者又は 3者JV	代表構成員 1者	A	930点 以上	規定なし	美濃市、関市 に本店を有す ること。	規定なし
	その他構成員 1者又は2者	A'	なし	規定なし	美濃市に本店 を有すること	規定なし
A''						
<p>(注1) 岐阜県建設工事発注標準 第4に定めるものとし、入札公告日における最新の岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に記載の総合点数とする。</p>						

(入札参加資格の決定)

第4条 理事長は、第3条の入札参加資格を理事会の審議に付し決定する。

(公告の作成)

第5条 理事長は、入札公告を作成する。

(公告の方法)

第6条 理事長は、当該工事を発注する場合、美濃市ホームページ、公益社団法人岐阜県都市整備協会ホームページ、新聞等により公告する。

2 理事長は、設計図書を当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布する。

3 設計図書の配布期間は、当該工事の入札公告日（以下「公告開始日」という。）から開札日までとする。

(入札参加の申請)

第7条 理事長は、入札参加希望者に、申請書（入札参加申請書（別記様式1）、特定建設工事共同企業体協定書（別記様式2）、委任状（別記様式3）、経営事項審査結果及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係（別記様式4）、工事施工実績調べ（別記様式5）、配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者用）（別記様式6）、配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用）（別記様式7））及びその他理事長が提出を指示した書類の提出を求める。

2 入札参加希望者が申請書を申請期限日までに提出しない場合は、当該工事の入札に参加できない。

3 理事長は、申請書の受理後、入札参加希望者へ入札参加通知書（別記様式8）を通知する。

ただし、入札参加希望者が、申請期限日までに申請書のうちのいずれかの書類を提出しない場合若しくは申請書に不備がある場合は、無効とし、入札参加を認めない理由を付した入札参加通知書（以下「参加なし通知書」）（別記様式8）を通知することができる。

4 申請書は、次の(1)から(5)のとおり取り扱うものとする。

(1) 一般競争入札発注基準に定める様式により作成すること。

(2) 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(3) 入札参加の申請以外の用途に使用しないこと

(4) 入札参加希望者に返却しないこと。

(5) 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

(設計図面及び仕様書等に関する質問・回答)

第8条 入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、理事長が定める提出期間内に、設計図面及び仕様書等に関する質問書（以下「質問書」という。）（別記様式9）を提出することができる。

2 理事長は、質問書の提出あった場合には、質問書に対する回答書（別記様式10）を作成し、組合事務局にて回答する。

3 回答に対する再質問は受け付けないものとする。

（現場説明会）

第9条 現場説明会は、理事長が特に必要があると認める場合に開催することができる。

2 現場説明会を行う場合は、第7条3項により入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象とする。

3 理事長は、現場説明会を行う場合、現場説明会通知書（別記様式11）を通知する。

（入札の執行）

第10条 理事長は、入札を執行し、入札参加者に入札参加通知書の写しとともに、入札書等（入札書及び積算内訳書をいう。以下同じ。）（別記様式12）を提出させる。

2 理事長は、積算内訳書に不備のある入札参加者を無効とすることができる。

3 理事長は、入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）を立ち会わせて開札する。

4 入札書等は、次の(1)から(5)のとおり取り扱うものとする。

(1) 原則として一般競争入札発注基準に定める様式により作成すること。

(2) 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。

(3) 入札執行以外の用途に使用しないこと。

(4) 入札参加者に返却しないこと。

(5) 入札書等の差し替え、再提出又は撤回を認めないこと。

5 その他入札の執行については、地方自治法、施行令、岐阜県会計規則及び岐阜県入札公告共通事項に定めるところによる。

（落札者の決定）

第11条 理事長は、最低価格の入札参加者を落札者として決定する。

2 理事長は、入札参加者に対して、落札者決定通知書（別記様式13）を通知する。

（苦情申立て）

第12条 理事長は、参加なし通知書を受けた入札参加希望者が、その理由について不服がある場合は、組合に対して苦情申立てを行うことができるようにする。

（契約の締結及び解除）

第 13 条 理事長は、契約の締結に際し、理事会の議決後に契約を締結する。

2 理事長は、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結せず、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。

(入札保証金及び契約保証金)

第 14 条 入札保証金及び契約保証金は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。ただし、岐阜県会計規則第 113 条で定める契約保証金に代わる担保としての国債又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(その他)

第 15 条 理事長は、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札等を行うことができないと判断したときには、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。

2 理事長は、適正な入札執行を確保する必要があると判断した場合には、入札書等を抽選により選定することができる。この場合において、選定する入札書等の数は、理事が抽選の際に示す。

3 理事長は、入札参加資格のない者及び岐阜県会計規則第 130 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。

4 無効な入札を行った者は、再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。

5 理事長は、申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、その者を参加資格停止措置とする。

6 談合情報があった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

7 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。

8 低入札制度の適用については、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成 10 年 3 月 30 日監第 775 号）によるものとする。

9 入札心得は、入札公告に記載がない事項について適用する。

10 理事長は、この基準に定めるもの以外で入札執行に関して定める必要がある場合には、理事会の審議に付して定める。

11 その他入札の執行については、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 9 号）を参照すること。

附 則

この基準は令和 7 年 1 月 9 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。